

地域包括ケアシステム構築に係る取組に関する協定書に基づく覚書

この覚書において、地域包括ケアシステム構築に係る取組に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、別に定める事項について、伊勢市（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）が協議の上、以下のとおり定めるものとする。

1. 協定書第2条における取組内容については、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業における協力
- (2) 甲が行う伊勢市生活支援会議における協力
- (3) 甲が行う一般介護予防事業における協力
- (4) 地域における住民主体による集いの場での介護予防に資する取組の協力
- (5) 乙が行う地域包括ケアシステム構築に係る取組に対する支援
- (6) 乙が行う本来業務と地域包括ケアシステム構築の取組の連携に対する支援
- (7) 甲が行うその他地域包括ケアシステム構築に必要な協力

2. 協定書第4条における費用負担については、次の取組に対し、甲が必要に応じて、乙に支払うことができる。

- (1) 甲が行う伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業における費用
- (2) 甲が行う伊勢市生活支援会議への参加に伴う費用
- (3) 甲が行う一般介護予防事業における費用
- (4) 地域における住民主体による集いの場での介護予防に資する取組の協力における費用
- (5) 甲が行うその他地域包括ケアシステム構築に必要な協力における費用

平成 年 月 日

伊勢市岩淵1丁目7番29号

甲 伊勢市

伊勢市長 鈴木 健 一

〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇

〇〇〇〇